

<8788>

1919

第三編 經理編

第一章 概說

大正八年市區改正設計の決定があり、翌九年都市計畫法並びに市街地建築物法が施行せられて都市計畫に關する一貫の基本法令が整つたので、大阪市は急遽實施を要する事業を選び都市計畫事業案を樹て、¹⁹²¹大正十年三月内閣の認可を得たことは既述の如くである。

市區改正設計以來、市當局の懊惱の種であつたのは財源問題であつた。舊時代の都市を中心部は既に甚だ地價の昂騰を招いてゐたが爲に、目貫きの場所に於て幅員二十四間に上る街路を擴築するのみでも著しく經費を要するることは云ふ迄も無い。市の中一億四千餘萬圓となつたが、^(後述連年收支調参照)之を一般行政費同様に計上して全市民に負擔せしめることは當局としても忍びない點であつた。當時池上市長の下に助役であつた後の關市長は財源について研究するとともに事業費所要額を調査せしめた結果は概算を投するも、事業收入に依つて之を償還する途があるが、都市計畫事業については直接之による收益が無い關係上、財源の調査に關しては慎重に考慮を加へざるを得なかつたのである。

此の問題については内務省當局に於いても調査を進めたが、一方大阪市は特別負擔金收入として受益者負擔金を創設することとし、道路の新設または擴張に際し沿道の土地所有者に對して、その受くる利益の幾分を事業費の一部として負擔せしむる案として内務省の内意を伺つたのである。道路が新設され又は擴張された場合、その沿道の土地の價額が昂騰することは過去の例によつて瞭かであり、此の場合土地所有者は何等の勞無くして利益を享けるものであるから、その値上りの一部を負擔金として事業費のために釀出することは當然のこととされた。

尤も此の事業によつて間接に利益を享ける一般市民も亦此の費用を負担すべく、市税として賦課されるのであるが、直接多くの利益に與る土地所有者にその経費の一部を負擔せしめやうとする市の案に對して内務省としては異存のある筈は無かつた。(註一) (法令参考)

内務省も之と同様の考へから大正九年に受益者の指定に關する省令(第四編参考)を公布した。一方大阪市の受益者負擔金制度に關し考究の結果、之を獨り大阪市ののみの問題とせず、全國的に各都市の都市計畫事業財源たらしめることとし、大阪市に對しては大正十一年八月内務省令によつて規程を公布した。茲に於て市は大正十二年度

年度末	面積 方軒	總人口 人	要勢概	
			純歳出 圓	圓
大正 6 年	58.45	1,557,986	13,276,600	
10 年	58.45	1,296,200	49,299,596	
13 年	58.45	1,431,500	88,352,432	
14 年	181.69	2,114,804	96,307,448	
昭和 4 年	185.13	2,408,800	120,765,713	
8 年	187.28	2,654,000	139,350,850	
12 年	187.37	3,213,000	179,007,863	
15 年	187.44	3,252,340	200,875,917	

より受益者負擔金として先づ四十六萬五千五百一圓を收入してゐる。これは豫算科目においては特別負擔金として計上してゐるものであつて、その前年たる大正十一年度當初豫算にも同様の科目名稱を用ひ五十萬一千餘圓を計上してゐるのは、當時受益者負擔金との法的根據が無く假に特別負擔金として計上したものである。

市當局としては都市計畫事業財源の捻出については餘程慎重を期した。また内務省としても、一般市民の負擔を輕減するための財源として國庫補助を下附し、或はまた間地税及び土地増價税等の特別税を附與することとした。然るに、國庫補助は逐年減額の運命を辿り終には下附されぬ事となつて來た。一方、關東震火災を機として都市の空地増設運動が起頭するに及んで、空地に課稅するの不合理が叫ばれ間地税も不渡りとなつた。なほ、土地増價税に至つては、貴族院から「土地ニ課稅スルコトハ地租ト同一デアルカラ、法律ニ據ルベク、政府ハ法律案トシテ議會ニ提案スベキデアル」との反対を受け、結局勅令によつて之を制定することを封ぜられたが其の後は遂に實現を見る機會が無く、斯くして兩稅は一應本市の豫算面上には現はれてゐたが、暗から暗へ葬られた形となつたのである。

敍上の如く、都市計畫事業財源は次第に逼迫し、豫定の如く事業を進捗せしめることが出來なくなつた。他方、都市計畫事業決定の土地はその利用につき著しく效用が減殺され、如き事情に在つたために、豫定年度内に事業を實施することはいよいよ急を要するわけであつた。其の後市會に於ても此の問題を特に取り上げたので、昭和八年度には營業税、雜

種税の附加税を計上し、前者は本税一圓に付き四十錢總額十三萬八千六百圓、後者は本税一圓に付き四十錢總額百十五萬九千二百圓を見込むこととなり、之に對しては市會でも相當論議したが、結局事業進捗のためには餘儀なきものとして原案を可決したことがある。

都市計畫事業が國家事業であるとの見地から約束された國庫補助が次第に消滅し、間地税、土地増價税は實現を見るに至らず、(註) 残る主要なものとしては、受益者負擔金のみとなつた都市計畫事業財源に關する市當事者の苦心は深刻なものであつた。(第四編關市)

以下においては市區改正調査時代の經理、當初都市計畫事業時代の經理、現行繼續事業の經理、財源の説明並びに參考資料の順によつて記録を進めることとする。

(註) 一 受益者負擔規程制定ニ關スル都市計畫大阪地方委員會議事速記録摘錄

日 時 大正十一年七月三日午後一時開會
出席者 會長池松時和他委員幹事三十四名

議 事 目 錄

議第一〇號

一 大阪都市計畫道路新設擴築事業ニ依ル受益者ニ對シ負擔セシムル費用及其ノ負擔方法ニ關スル件
議第一一號

一 大阪都市計畫路面改良事業ニ依ル受益者ニ對シ負擔セシムル費用及其ノ負擔方法ニ關スル件
其他

○議長(池松時和君) 三月十五日附ヲ以テ内務大臣ヨリ道路新設擴築事業ニ依ル受益者ニ對シ負擔セシムル費用及其ノ負擔方法ニ關スル件、之レヲ本會ノ審議ニ附セラレマシタ、之レニ就テ會議ヲ開クコトニ致シマス
大正十一年三月十五日

内務大臣 床次竹二郎

(原案省略)

(参考) 第一〇號議案ニ對スル常務委員會ノ意見

議第一〇號 大阪都市計畫道路新設擴築事業ニ依ル受益者ニ對シ負擔セシムル費用及其ノ負擔方法ニ關スル件、之レヲ本會ノ審議ニ附セラレマシタ、之レニ就テ會議ヲ開クコトニ致シマス
見ヲ附ス

決 議 案

大正十一年三月十五日内務省發都第一二號ヲ以テ本會附議ニ係ル大阪都市計畫道路新設擴築事業ニ依ル受益者ニ對シ負擔セシムル費用及其ノ負擔方法ニ關スル件左記ノ通意
擔セシムル費用及其ノ負擔方法ニ關スル件別紙ノ通決議候也

年 月 日

内務大臣 水野鍊太郎殿

都市計畫大阪地方委員會長 池松時和



第一次大阪都市計画事業
(P. 611-621 <8984>)

大正19年4月1日発行
大阪市役所
非売品、限定出版

第四編 餘 錄 編

第一部 第一次都市計畫事業餘錄

大阪都市計畫十年財政の苦心

關

一

註——本稿ハ故關大阪市長ガ、大阪都市計畫事業着手十周年(昭和六年)ニ際シ、大阪都市協會發行「大大阪」(第七卷第六號)ニ寄稿

セラレタモノデアル、第一次都市計畫事業立案執行ノ當事者トシテノ腐心ヲ窺フニ餘ストコロナク、大阪都市計畫財政小史トモ稱スペキモノデアル(寫真ハ本稿執筆當時ノ關博士)

1921

本市が現に施行中の所謂第一次都市計畫事業は、大正十年三月十九日内閣の認可を得て成立したものであつて本市の都市計畫事業としては、全く嚆矢のものである。

ポン/ハン
おぞよこ

爾來幾多の問題はあつたにせよ、着々其の歩武を進め、茲に十周年を迎へ得たことは、本市發展の爲め誠に同慶に堪へぬ所である。抑も本市の都市計畫は、其の端を遠く明治十九年に發し、後大正六年本市に都市改良計畫調査會を設けて、市街改良計畫の根本的調査を遂げた。翌七年六月東京市區改正條例が本市に準用せられたので、大阪市區改正委員會が公式に設けられ、其調査の結果が今日尚ほ本市都市計畫の基調を爲せる大阪市區改正設計として、同九年一月に決定せられたのである。然し是等は全く基本的計畫であつて、未だ之を實施するの運びには至らなかつた。其年本邦都市計畫の綜合的法制たる都市計畫法が施行せらるゝに及び、本市に於ける都市計畫事業に實施の機運が俄かに熟した。其處で市區改正設計中緊急施行を要するものを選擇して、同年十二月都市計畫大阪地方委員會の議程に付し、翌十年三月内閣の認可を得て成立を見たのであつて、之が所謂第一次都市計畫事業である。此の事業の概要は(1)御堂筋外二十四路線の街路の新設及擴張、(2)既設街路中面積凡二十五萬坪の鋪裝及び(3)面積凡六萬七千坪の路幅整理事業の施行で、經費總額一億四千二十萬圓を以て大正十年度乃至同十六年度迄の繼續事業として實施せむとするものであつて本市都市計畫の議を生じたる明治十九年より見れば實に三十數年來の懸案が茲に解決せられたものであり、都市計畫事業史上、誠に特筆すべき事象である。

此の第一次都市計畫事業に付ては、大正十二年九月關東大震火災の慘害に鑑み既定計畫を擴張するの必要を認め、翌十三年十一月内閣の認可を得た。之れが現在の所謂更正第一次都市計畫事業である。從つて其の經費總額は二億二千二百四十萬餘圓に上り、昭和八年

度迄の繼續事業として現に施行の道程にある。此の更正計畫によれば(1)街路の幅員を増し四十二路線の新設及擴張を行ひ、(2)八十二橋を耐震耐火的構造に改築し、(3)既設街路面積凡十八萬坪の鋪裝、(4)面積六萬七千坪の路幅整理及び(5)五路線に涉る建築敷地の造成事業の施行であつて、本市現行の都市計畫事業の代表的のものである。然しながら此の事業の遂行には巨額の資金を要するのに、現行法制上與へらるゝ所の特種財源が誠に乏しき爲め當初より財政計畫上かなり苦心をしたのみならず、事業中途に於て豫定の國庫補助金は政府財政の都合に依り打切りとなり、當初政府が制定を公約した稅制の制定なき爲め稅收入に著しき缺陷を生じた。且つ又政府の非募債政策に會して起債の許可常に遲滯せるものが、あつて、既定年度割による昭和五年度迄の起債豫定額は七千百四十六萬圓なるに、其の許可を得たものは漸く四千八百九十八萬三千餘圓に過ぎない。而かも最近許可せらるゝものは、年額六百餘萬圓を出でないので、年々豫定財源の充足を缺き、事業執行上少からぬ苦心を重ねつゝあるが、幸に橋梁の改築、路面鋪裝及び路幅整理事業の如きは、殆んど完成に近づき、街路の新設擴張事業も五割六分餘の工程にありて、全事業を通じ六割餘の工程に達した。然し之を豫定年度割の工程七割九分なるに比すれば相當多くの遅延を示し、夫れだけ市民の期待に反してゐることは事情已むなしとするも、誠に遺憾である。加之、今後事業年度中に於て、其の不足財源を回収し難きものあるが爲め、本事業は茲に再び更正の已むなきに立至つてゐる。

ク
ク
ちよだ
ニ
ヤ
並

第一次都市計畫事業と並び本市として重要なものは、所謂第二次都市計畫事業である。前者が本市の既成街衢の改造事業なれば、後者は本市の建設事業である。而かも前者は道路中心主義の計畫なりしも、後者は更に運河、公園、下水道、墓地に關するものを加へて、實に本市の綜合的都市計畫とも言ひ得べきものである。即ち此の第二次都市計畫は、本市が大正十四年東西兩成郡下四十四ヶ町村を編入したる後を受けて、舊市と新市との連繫的發展に資する爲め企畫せられたるものであつて、其の計畫は當然新舊兩市域に涉り、(1)百一路線の街路新設及び擴張、(2)十五の運河開鑿、(3)五ヶ所の下水處理場及び八ヶ所の抽水所の設置、(4)四十六ヶ所の大小公園及び十二ヶ所の公園道の設置及び南北二ヶ所の墓地の建設であつて、其の工費總額は實に四億六千萬圓に上るものである。

右の外本市の都市計畫事業としては、第一期乃至第三期に亘る下水道改良事業があり、寝屋川附近都市計畫事業があり、第一期高速鐵道建設事業があり、又大阪驛前整理都市計畫事業がある。就中下水道改良事業に付ては其の工費二千六百四十萬餘圓を以て、既に大正十一年度より着手し、其の一期及び二期工事は既に完成し、目下第三期事業に着手中であり、寝屋川附近都市計畫事業は、工費三百六萬五千餘圓を以て、昭和二年度より工事を起し、昭和六年度に於て完成の豫定であり、第一期高速鐵道建設事業は工費七千五十六萬餘圓を以て、目下工を急ぎつゝある。然れども第二次都市計畫は其の財源に充當すべきも

の全く乏しき爲め、未だ之を事業として施行するに至らず、大阪驛前整理都市計畫事業は、既に事業年度に達したるも、財界不況の爲め財源難に禍され、其の工を起すの機に到達しないのである。尤も第二次都市計畫は、所謂大大阪建設の爲め、特種の意義を包藏せるものなるを以て、之が實施に付ては不斷の努力を費しつゝあるを以て、近く具體的計畫の樹立を見得るものと思はれる。

三

上來述べたる如く、大正十年第一次都市計畫事業が決定せられて以來、本市に於ける都市計畫及び其の事業は誠に長足の進歩を遂げつゝあるも、其の實行が常に必ずしも之に伴はざるものあるは、誠に遺憾とする所である。由來都市計畫事業の遂行は都市百年の大計を具現するものであり、殊に本市の如く各般に涉り施設經營を爲すに方りては、其の遂行上巨費を要すべきに、之が爲め與へられたる特種財源は極めて狹少なるを以て、勢ひ一般市民の負擔に依り、一般市財政の運轉により此の巨額な財源を捻出しなければならないのであるから、計畫と實施とが動もすれば齟齬せんとするのである。即ち現に都市計畫法が齎したる特種財源としては、都市計畫特別稅(都市計畫法第八條)、受益者負擔金(同法第六條)及び國有河岸地收入(同法第九條)に外ならぬ。而して是等の特種財源に依り、果して何程の事業費を産み出せるかと云ふに、國有河岸地收入の如き年收僅に一萬餘圓に過ぎず、又事業財源として重要な役割を持つ受益者負擔金にありては、事業費の四分の一乃至二分の一

を徴収し得るに似たれども、現行受益者負擔金徴収の規定を以てしては、巨費を投する橋梁に關しては受益者負擔金の徴収を認められず、其の他の街路事業に付ても沿道の有租地に關してのみ課稅を認められるの結果、無租地及び公水面を多數に包摶する本市にありては、其の實際收入は豫定收入の七〇%乃至七八%に過ぎない。而かも負擔金の徴収は工事着手後に於て行はれるのであるから、用地買收後工事着手迄に相當の歲月を経るので、其引續く財界の不況は義務者の負擔力を減殺して居るが爲めか、關係者から種々の苦情が出て、果ては長期の分納と云ふことになる。而かも年々多數の滯納者を生じ、之が整理督勵の爲め思はぬ努力を要するのである。斯様な有様であるから折角の事業財源たる受益者負擔金も畢竟事業の爲め借入れた公債の利拂に充てるの外はないのである。

ひつしょーつまり

四

都市計畫特別稅は都市計畫法の與へたる唯一の恒久的財源ではあるが、其の稅種が必ずしも事業の性質に合致せるものとは云へず、而かも稅制改正の都度本稅に少からぬ脅威を齎し、之亦主たる事業財源として信賴を繋ぐには力乏しい感がある。本市が第一次都市計畫事業の實行計畫を立つるに方り、最も貴重なる財源と認め、而かも政府當局の了解を得て計上した土地增價稅の如き、其の當時は殆んど成案を見、近く實施せらるべきるものであつたが、何が故か今日迄實現を見ない。之が爲め本市は年額七十餘萬圓乃至百十餘萬圓も畢竟事業の爲め借入れた公債の利拂に充てるの外はないのである。

圓の豫定歲入に缺陷を來しつゝある。而かも今年地租法の改正により地租が土地の貨貸價格を課稅標準とするに及んで、土地增價稅の出現は益々困難を加へ來つた。尙當時土地增價稅と併び論ぜられたものに間地稅があつた。之れも都市計畫特別稅としては、相當有意義のものであつたが、今日では實現の可能性はないものと見なければならぬ。斯くて都市計畫法第八條は、勅令を以て特別なる稅種を指定し得ることとはなつてゐるが、是等意義ある稅種にして指定せられざる限り、先づ當分見込なきものとは思はねばならぬ。都市計畫事業が主として土地の改良的施設なるに鑑みる時は、其の事業財源は相當之を土地負擔に求むべきものなるに、上來の二稅にして成立せざる今日にありては、僅に地租割及び特別地稅の兩者の外なきも、後者は殆んど舉げ得べき稅收入なく、前者にありても決して満足すべきものでない。本市都市計畫特別稅の實例に徴しても營業收益稅割及家屋稅が九〇%を占むるに地租割は僅々一〇%であつて、其の課稅の權衡は必ずしも妥當とは認め難い。營業收益稅割は大正十五年稅制改正に際し、從來外形標準をとりたる營業稅を、營業の純益を標準とする營業收益稅に變へた結果、本稅額は著しく減少し、而かも近時財界の不況が反映して、此の營業收益稅割は年と共に減少して居る。加之、第五十九議會で、地租法の制定及びロンドン海軍條約の結果による減稅案の成立に伴ひ、本市の如き營業收益稅に於て著しき減少を來すのであるのに、都市計畫特別稅にあつては地租割の稅率を低下しながら、營業收益稅割の増率をしなかつた。此の結果、本市の如き更に年々相當の減收を來すものと覺悟しなければならない。

五

斯くして都市計畫法の齎した特種財源は巨費を要する本市都市計畫事業の全般を満足せしむることは出来ないので、結局他の財源を以て補足するのでなければ、此の大事業を行することは出来ない。其處で第一期乃至第三期の下水道改良事業に付ては、上水道事業の收入金を以て事業債の償還に充て、高速鐵道建設事業に付ては、其の事業經營開始後の收入金を以て事業債の償還に充つることゝし、又寢屋川附近都市計畫事業に付ては、事業に因て生ずる造成宅地の賣却代を財源に充つる等、各事業特有の財政計畫を樹てゝ事業に着手して居る次第である。

第一次都市計畫事業は、かかる特種の財源を保有しないので、其の財政計畫を樹つることは、當時かなりの苦心であつて、結局普通市税、電氣軌道利益金、國庫補助金及び造成宅地の賣却利益金等を以てし、尙ほ不足金八千九百七十萬圓の公債を起すことゝし、大正十四年度以降昭和八年度迄に繼續費二億三千四百五十萬圓を設けて工事を進めたのである。所が國庫補助金に付ては、當時政府の取扱は道路工事費の三分の一を下付せらるゝのであつたから、事業年度中千九十餘萬圓の收入を豫定したが、後國庫財政の都合上俄に補助金を打切り、大正十四年度迄の既支出額に對してのみ補助せらるゝことになり、而かも其の下附金は年々二三十萬圓を出ないと云ふ有様で、之が爲め事業年度中に八百餘萬圓の收入缺陷を來す虞を生じた。夫れに新市方面五路線の沿道に建築敷地を造成し、之を相當

價格に賣却して事業財源に充當せむとしたのであるが、新市方面には本市助成の下に、多數の土地區劃整理組合が急速に發達した關係から、最早本市自ら建築敷地の造成事業を行ふの必要なきに至つたので之に因て擧げ得べかりし千百萬圓の不動產收入に缺陷を生じた。右の外前に既に述べた所の受益者負擔金に於て約八百五十萬圓、都市計畫特別稅に於ても約一千萬圓の減收を來したので、本事業財源としては實に三千數百萬圓の喰違ひを生ぜむとして居る。此の歲入不足を生じた原因は本市としては全く受動的のものであつて如何ともし難いが、其の國に關するものに付ては、年來機會ある毎に政府當局に事情を陳述して考慮を求め、市民に關するものに付ては、懇々事情の諒察を求むる等、市としては常に最善の努力を致し來つたのに、尙ほ且つかゝる結果を呈しつゝあることは、誠に已むを得ない次第である。本事業は既に多年繼續施行中のものであり、且つ其の使命の重大なるに鑑みると、事業の中絶遲滯は決して許容すべきでない。されど如上巨額の財源に不足を來しつゝあるので、之れを如何にすべきか、其の善後措置は實に本市年來の懸案であつた。幸に近時物價の下落に伴ひ工事費に相當節約の餘地を生じたると、一面金利低下に伴ひ公債計畫上有利なるものあるに依り、事業執行上一段の緊縮を加ふるに於ては、今後の所要額に於て多額の節減を行ひ得るものがある。且つ又本市各般の事業の進捗と交通狀態の變遷とにより、既定計畫事業にして之を縮少し又は繰延べ得るもの生じたので、客年來慎重調査を遂げ將來是等事業の一部を打切り繰延べる等、事業及び財政計畫上かなりの更正を加へむとするにある。斯くせば今後の進捗を危なれた第一次都市計畫事業の前途も安定

し、依て以て其の實す使命を果すに遺憾なきを得るものと思はれる。

六

斯くて殘る問題は、第二次都市計畫の實行の點であるが、之は四億數千萬圓の巨費を要するものであるから、總てを一氣に施行に移することは、本市財政の到底許す所でもなく、且つ本市は既に其の一部に付き具體的計畫を定めて、主務省に内申中なるも、恰も財政緊縮の折柄とて、之れすらも許容せられそうにもないのであるから、俄かに全計畫を事業となすことは殆んど不可能に近い。故に其の一部の道路及び運河に付ては、客年失業救濟事業として小規模ながら工を起し、更に本市將來の發展上緊急差措き難い街路及び運河事業を選擇して、目下其の具體案の作成を急いで居る。然しそれとても、既述の如く僅に都市計畫特別稅の一部の保留財源があるの外、特種財源とてないのであり、且つ今尙ほ財政緊縮を高調せられる折柄でもあり、其の實現には今後幾多の曲折を見るであらう。

第二次都市計畫事業の一たる公園計畫に付ては之亦相當の巨資を要するが故に、兼ねて事業の財源として保留されてゐる天王寺公園の一部、通稱新世界の土地二萬餘坪を賣却し、其の收入金を蓄積して公園資金の造成に努め、其の成果を以て公園の新設擴張事業資金に充當することにした。之に付ては既に蓄積の計畫成り、目下土地處分に着手しては居るが、此の土地は長き沿革を存して居るので、關係市民各自の協力を得なければ豫期の效果を挙げ難い。

又下水處理事業に付ては、中部及び北部の兩處理區の工事を行ふ爲め、工費千七百萬圓

を以て昭和五年度乃至十年度迄の繼續事業として、目下主務省に手續中である。此の事業の財政計畫として、特に苦慮したのは、元來下水道事業は街路や公園事業と共に、不收益事業であるが爲め、特種の財源としては既定國庫補助金の外他にないのであつて、其の財源難は常に緊要なる下水道の完成を阻止してゐたのである。然しながら都市衛生の見地よりすれば、下水道の完成が急務であり、殊に此の下水處理事業開始後に於ては、今日行はれてゐる不自然なる屎尿處分が、極めて簡易に且つ合理的に解決し得る、従つて現在市民各自が負擔せる屎尿の汲取費や溝浚費の如きは全く不要に歸し、又ビルディング等の爲しつゝある淨化裝置も無用となり、各戸から出る屎尿汚水は直に下水道に放流し得るのであるから、此の事業に依り市民は保健上利益を享くるのみならず、經濟上にも直接の利益を受くることとなる。故に此の事業の完成を一日早むれば早むるだけ、多くの利益を市民が享受し得るのであるから、處理事業完成後に於て少額の下水道使用料を徵收し、之を以て本事業に投じたる公債の償還に充てむとするものである。此のこととは我國としては初めての試みであるが、今日の如く多數の事業を控えながら、財源難の爲め立遅れとなれる公益事業の促進上已むを得ない措置である。

如斯本市都市計畫事業は、大正十年以來長足の發展を遂げたが、其の巨額の費用を支辨すべき特種財源もなく、市の課稅權は依然として擴張せられないので、之を豫期通りに實現して行くことは誠に至難の業である。斯くて過去十年間は本市都市計畫事業にかなり多くの苦き經驗を齎してゐる。恰も本年其の十周年に際會したのであるから、之を一轉機に事業の促進を圖りたいと感じて已まない。

都市計畫法施行令第九條第四號 ノ規定ニ依ル受益者指定ノ件

第一條 本令ニ於テ受益者ト稱スルハ大正九年内務省令第二十八號ニ拘

ラス第三條ノ資擔區割内ニ在ル土地ニ付左ニ掲クル者ヲ謂フ

公布 大正九年九月六日 内務省令第二八號
最近 整正 昭和十年二月十三日 内務省令第四號

都市計畫法施行令第九條第四號ノ規定ニ依リ指定スルコト左ノ如シ但シ
第一號ノ期間ニ付テハ事業著手ノ時ヨリ之ヲ起算ス

一 都市計畫事業トシテ道路、廣場、公園ノ新設、擴築若ハ改良又ハ
軌道ノ建設若ハ河川、運河、防護ニ關スル施設ノ新設、改修ヲ爲シ

タル場合ニ於テ其ノ道路、廣場、公園、軌道、河川、運河若ハ防潮
ニ關スル施設ノ附近ニ於テ内務大臣ノ定ムル區割内ニ在ル有租地ノ

所有者但シ實權ノ目的タル土地ニ付テハ地上權者、十年ヨリ長キ期間
ノ定アル地上權、永小作權及賃借權ノ目的タル土地ニ付テハ地上權
者、永小作人及賃借人

一 前號ノ區割内ニ在ル無租地ニシテ公用又ハ公共ノ用ニ供セラレサ
ルモノニ付テハ地上權者、永小作人及賃借人

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大阪都市計畫事業道路新設 擴築受益者負擔ニ關スル件

公布 昭和八年五月十一日 内務省令第一四號
最近 整正 昭和十四年九月二十八日 内務省令第三〇號

第一條 大阪市長ハ都市計畫事業トシテ其ノ執行スヘキ道路ノ新設又ハ

第一項ノ地積ハ第五條第一項第一號ノ區分毎ニ之ヲ計算ス

道路擴築ノ場合ニ於テ其ノ擴築道路ノ地積ガ其ノ敷地内ニ在ル舊道路
ノ地積ノ三倍以上トナルトキハ前項ノ適用ニ關シテハ之ヲ道路新設ト
看做ス

第六條 河川、運河、廣場、鐵道、新設軌道、崖地等ニシテ土地ノ利用
ノ費用ヲ要スルモノアルトキハ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ控除シタル
額ヲ以テ第一項ノ事業費トスルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ控除スル額ハ市長之ヲ告示スヘシ

第五條 各受益者ノ資擔額ハ左記各號ニ依リ之ヲ定ム

一 各路線ヲ土地ノ狀況ニ依リ適當ニ區分シ其ノ區分ニ依リ第三條ノ
資擔區割ヲ一定ス

三 道路ニ接スル地帶内ノ土地ニ對シテハ其ノ地帶ニ配分セラレタル
額ヲ以テ第一項ノ事業費トスルコトヲ得

二 前號ノ資擔區割ヲ土地ノ狀況ニ依リ適當ニ區分シ其ノ區分トシ
各地帶ニ前號ノ資擔額ヲ一定ノ率ニ依リ配分ス

三 道路ニ接スル部分又ハ間口ノ利用之ト同等ト認
ムル部分ノ長ニ比例シ他ノ半額ヲ其ノ地積ニ比例シ其ノ其他ノ地帶内
ノ土地ニ對シテハ其ノ地帶ニ配分セラレタル資擔額ヲ其ノ地積ニ比
例シテ配分ス

第三條第二項ノ規定ニ依リ資擔區割ヲ定タル場合ニ於テハ前項第三
號ノ間口資擔ノ割合ヲ一定ムルコトヲ得

同ノ土地ニ付二以上ノ受益者アル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ依ル
資擔金額ハ市長ノ定ムル分擔割合ニ依リ各受益者ヲ分擔ス

第一項第一號ノ資擔區割、第二號ノ地帶及率、第三項ノ規定ニ依リ定メ

第一條 本令ニ於テ受益者ト稱スルハ大正九年内務省令第二十八號ニ拘
ラス第三條ノ資擔區割内ニ在ル土地ニ付左ニ掲クル者ヲ謂フ

一 有租地ノ所有者、買權者、永小作人、地上權者、賃借人、使用借主及轉借人ニ
主及轉借人但シ永小作人、地上權者、買借人、使用借主及轉借人ニ
付テハ建築物（假設のモノノ除外）ノ所有ヲ目的トスルモノ又ハ其
ノ權利ノ存續期間十年（事業著手前ニ設定セラレタル權利ノ存續期
間ハ事業著手ノ日ヨリ起算ス）ヨリ長キモノニ限ル

二 無租地ニ付左ニ掲クル者但シ一時的ノモノヲ除ク

イ 地租法第二條及地租法以外ノ法令ノ規定ニ依ル無租地（保安林
及都市計畫法第三十三條ノ河岸地ヲ除ク）ノ本來ノ用途ニ反スト
所用者及其ノ權利ヲ有スル者

ロ イ以外ノ無租地ノ永小作人、地上權者、賃借人、使用借主、轉
借人及占用權者

第三條 資擔區割ハ道路ノ周圍ニ於テ其ノ境界線（街角ヲ剪除シタル部
分ニ在リテハ其ノ剪除セサル部分ノ道路境界線ヲ延長シタル線）ヨリ
道路（道路ノ一部ヲ成ス廣場ニ在リテハ之ニ接續スル幅員最モ大ナル
道路）ノ幅員ノ五倍ノ地域トス

第六條 前條ノ資擔區割内ノ受益者資擔額ハ道路ノ場合ハ其ノ事業費ノ
三分ノ一、道路擴築ノ場合ハ其ノ事業費ノ四分ノ一トス但シ前條第二
項ノ場合ニ於テ道路新設ノ場合ハ其ノ事業費ノ十分ノ五、道路擴築ノ
場合ノ二倍ノ地帶物方第三條第一項、第二項ノ地域内ニ在ルトキハ之ヲ
以テ資擔區割ノ限界トス

第七條 資擔金ハ其ノ資擔區割内ノ事業著手ノ日ノ現在ニ依ル受益者ヨリ之
ヲ納付セシム

前項ノ場合ニ於ケル各受益者ノ資擔金ノ算定ニ付テハ資擔區割ノ限
界ナキモノト看做ス

各受益者ノ資擔金額ヲ決定シタルトキハ市長ハ之ヲ受益者ニ通知スヘ
シ

第一項ノ事業著手ノ日ノ後ニ於テ資擔金ヲ課セラルヘキ土地ノ所有
者、買權者、永小作人、地上權者、賃借人、使用借主及轉借人ニ異
動アリタルトキハ新ニ其ノ土地ノ當該權利ヲ取得シタル者ヨリ其ノ土
地ニ關スル未納額（帶納額ヲ除ク）ヲ納付セシム、但シ前者ニ於テ納付
シタル部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ納付セシムヘキ金額ヲ課セラルヘキ土地ノ所有
者、買權者、永小作人、地上權者、賃借人、使用借主及轉借人ニ異
動アリタルトキハ新ニ其ノ土地ノ當該權利ヲ取得シタル者ヨリ其ノ土
地ニ關スル未納額（帶納額ヲ除ク）ヲ納付セシム

第八條 市長ハ各受益者ヲシテ市長ノ相當ト認ムル擔保ヲ提供セシメ前
項第三項ノ決定通知ノ日ヨリ七年ヲ超エサル期間ニ於テ資擔金ノ分割
額ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ前者ノ資擔義務ハ前項ノ金額ノ範囲ニ於
テ消滅ス

前項ノ負擔金額カ事業費精算額ニ依リ算出シタル各受益者ノ負擔金額

ニ比シ超過スルトキハ之ヲ還付シ不足スルトキハ之ヲ追徴ス但シ市長

ニ於テ大差ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條 左ノ各號ノ一二該當スル場合ニ於テハ負擔金ヲ減免スルコトヲ

得但シ第二號及第三號ノ場合ニ於ケル減免額ハ其ノ寄附額、工事費額

又ハ提供額ヲ超ユルコトヲ得ス

一 都市計畫法又ハ道路法ノ規定ニ依リ道路ノ新設若ハ擴張又ハ路面

改良ニ要スル費用ヲ著シク利益ヲ受タルニ依リ負擔スヘキ關係ニ該

當シタル土地カ五年以内ニ重複シテ本令ニ依リ負擔金ヲ課セラルヘ

キ關係ニ該當スルトキ

二 道路ノ新設又ハ擴張ニ要スル費用ヲ補足スル爲土地、物件、勞力

若ハ金錢ヲ寄附シ又ハ市長力適當ト認ムル工法ニ依リ工事ヲ施行シ

テ之ヲ寄附シタル者アルトキ

三 道路ノ新設又ハ擴張ニ要スル土地ヲ土地區割整理ノ施行ニ依リ無

價ニテ國若ハ公共團體ノ所有地ニ編入シ又ハ無價ニテ提供シタルト

キ

四 土地ノ狀況ニ依リ市長ニ於テ必要アリト認ムルトキ

五 左ノ土地ニ付其ノ受益者ノ申請ニ依リ必要アリト認メタルトキ

イ 國、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ

供スル土地

ロ 神社寺院祠宇佛堂ノ境內地、教會所、說教所ノ構内地及私立學

校用地免租ニ關スル法律第一條ニ掲タルモノノ用ニ供スル土地

ハ 都市計費法第十六條第一項ノ土地

二 市街地建築物法第二十六條第二項ノ道路ノ境域内ニ在ル土地

前項第二號及第三號ノ寄附額又ハ提供額ハ市長之ヲ評定シ第四條ノ事

業費ニ算入ス

第十一條 本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

大阪都市計畫事業道路新設 擴築受益者負擔ニ關スル件 施行細則

公布 昭和八年五月十一日 大阪市告示第一四七號
改正 昭和十四年九月三十日 大阪市告示第五八九號

第一條 本細則ニ於テ省令ト稱スルハ昭和八年內務省令第十四號大阪都

市計畫事業道路新設擴築受益者負擔ニ關スル件ヲ謂フ

第二條 省令第二條ノ規定スル權利ノ目的タル土地ノ所有者ハ其ノ土地

ノ所在、地積、間口ノ長、土地ノ見取圖、權利ノ種類、設定ノ年月日、

存續期間、建物所有ノ目的ノ有無、有料無料ノ區別及權利者ノ住所氏
名並關係事業登録名ヲ第一號様式ニ依リ權利者連署ノ上事業着手ノ告
示ヲ爲シタル日ヨリ三十日以内ニ市長ニ申告スヘシ

第三條 省令第五條ノ規定ニ依ル負擔區、地帶及率ハ施工方法其ノ他土
地ノ狀況ニ依リ其ノ都度市長之ヲ定ム

第四條 省令第五條第四項ノ分擔割合ハ左ノ各號ニ依ル

一 賃權ノ設定アル土地

土地所有者 百分ノ七十

二 永小作權、地上權、質貸借、使用貸借及占用權ノ目的タル土地ニ

對シテハ左ノ區分ニ依ル

イ 賃權ノ設定アル土地

土地所有者 百分ノ六十

ロ 同 上三十年ヲ超ユルモノ

土地所有者 百分ノ五十

ハ 同 上三十年ヲ超ユルモノ

土地所有者 百分ノ四十

同 上三十年ヲ超ユルモノ

土地所有者 百分ノ五十

二 省令第二條ノ規定ニ依ル所有者以外ノ權利者カ其ノ權利ヲ轉賣又
ハ轉貸シタル場合ニ於テハ前二號ニ依リ當該權利者ノ負擔スヘキ金
額ヲ平分ス其ノ轉賣人又ハ轉借人カ更ニ轉賣又ハ轉貸シタル場合亦

同シ

前項ノ負擔額合ニ付キ關係受益者ニ於テ其ノ變更ヲ求メムトスルトキ

ハ連署ノ上第二號様式ニ依リ市長ニ之ヲ頒出ツヘシ

第五條 省令第七條第四項ノ規定ニ該當スルトキハ新舊受益者連署ノ上

連署ナク第三號様式ニ依リ其ノ旨市長ニ申告スヘシ

ク増補ヲ爲ササルトキ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年内務省令第十七號ハ之ヲ廢止ス

本令施行前納額告知書ヲ發行シタル負擔金（負擔金ノ一部ニ付納額告

知書ヲ發行シタルモノニ付テハ其ノ全部）ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依

ル但シ負擔金ノ未納額ニ付テハ第七條第四項乃至第六項及第八條ノ規

定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テハ最初ノ納額告知書ヲ發行セサル負擔金ニ付

本令施行前既ニ事業ニ著手シ未ダ納額告知書ヲ發行セサル負擔金ニ付

テハ本令ヲ適用ス

本令ハ大阪市、豐中市、豐能郡中豐島村及中河内郡瓜破村ニ之ヲ適用

ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ大阪市告示第一二號

テハ本令ヲ適用ス

本令ハ大阪市、農中市、豐能郡中豐島村及中河内郡瓜破村ニ之ヲ適用

ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 本令ハ大阪市告示第一四七號

第七條 本令第八條ノ規定ニ依リ分割延納ヲ爲サムトスルトキハ省令第

七條第三項ノ負擔金額決定ノ通知ヲ爲シタル日ヨリ三十日以内ニ第四

號乃至第七號様式ニ依ル願書ヲ提出スヘシ

第八條 省令第八條ノ規定ニ依リ負擔金ノ分割延納ニ付キ提供セシムヘ

キ擔保ハ左記各號ノ一二該當スルトキ

一 抵當權其ノ他ノ權利ノ設定ナキ土地ニシテ市長ノ評價額カ負擔金

全額以上タルモノ但シニ要スル登録税ハ各自ノ負擔トス

二 左記有價證券ニシテ負擔金全額以上タルモノ但シ大阪市債ハ額面

ニ依リ其ノ他ハ時價ノ十分ノ九ヲ以テ算定ス

日本政府發行公債但シ外國ニ於テ發行スル公債ハ採用セス

東京、大阪、京都、神戶、橫濱、名古屋各市發行ノ市債

勸業債券（大券）

興業債券

大阪農工債券

三 市長ニ於テ適當ト認ムル銀行又ハ信託會社ノ定期預金證書又ハ信

託預金證書ニシテ負擔金全額以上タルモノ

四 市長ニ於テ負擔金完納ノ資力アリト認ムル者二人ノ保證

五 本市公金取扱銀行又ハ市長ニ於テ適當ト認ムル銀行ノ内一行ノ保

證

一 指定期限内ニ分納金ヲ納付セサルトキ

二 保護條件カ第八條ノ規定ニ達セサルニ至リタル場合ニ於テ遲滞ナ

第十條 省令第八條ノ規定ニ依リ負擔金ノ分割延納ノ許可ヲ受ケタル者

左記各號ノ一二該當スルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第六條 則除

第三部 參考法令

三 其ノ市長ニ於テ必要アリト認ムルトキ

第十一條 省令第七條第四項ニ依ル新負擔義務者ニ於テ其ノ負擔金ニ付分割延納ヲ爲サムトスルトキハ省令第七條第五項ノ通知ノ日ヨリ二十日以内ニ第七條ノ規定ニ準シ願出ツヘシ此ノ場合ニ於テハ前負擔義務者ニ許可シタル分割延納期間ヲ超ユルコトヲ得ス

第八條及第十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第十二條 省令第十條第一項第五號ノ規定ニ依リ負擔金ノ減免ヲ受ケムトスル者ハ省令第七條第二項ノ告示ノ日ヨリ三十日以内ニ左記事項ヲ具シ第八號様式ニ依リ市長ニ申請スヘシ

一 關係事業者姓名
一 減免ヲ受ケムトスル土地ノ所在地、地積及間口ノ長
一 用途、供用ノ種別又ハ計畫道路ノ種類及名稱

第十三條 負擔金納付義務者本市内ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ負擔金納付ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲本市内ニ住所又ハ居所ヲ有スル納付管理人ヲ定メ市長ニ申告スヘシ其ノ納付管理人ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十四條 負擔金納付義務者カ住所又ハ居所ヲ變更シタルトキハ其ノ者ヨリ、死亡シタルトキハ其ノ相続人ヨリ遲滞ナク其ノ旨第十號様式ニ依リ市長ニ申告スヘシ

前條ノ納付管理人其ノ住所又ハ居所ヲ變更シタルトキ亦同シ

附 則

本細則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

省令附則第三項ノ適用ヲ受クル者ニ付テハ第五條第七條乃至第十一條ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ第七條ノ願書提出期限ハ本細則施行ノ日ヨリ三十日トス

第三條 負擔區割ハ道路ノ周圍ニ於テ其ノ境界線（街角ヲ剪除シタル部分ニ在リテハ其ノ剪除セサル部分ノ道路境界線ヲ延長シタル線）ヨリ奥行二十間ノ地域トス

第四條 前條ノ負擔區畫内ノ受益者負擔額ハ事業費ノ二分ノ一トス但シ其ノ負擔額ハ車道ノ幅員六間分ニ相當スル事業費ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

ロ イ以外ノ無租地ノ永小作人、地上權者、賃借人、使用借主、轉借人及占用權者

第一條 大阪市長ハ都市計畫事業トシテ其ノ執行スヘキ路面ノ改良ニ要スル費用ヲ本令ノ定ムル所ニ依リ受益者ヲシテ負擔セシムヘシ
第二條 本令ニ於テ受益者ト稱スルハ大正九年内務省令第二十八號ニ拘ラス第三條ノ負擔區割内ニ在ル土地ニ付左ニ掲クル者ヲ謂フ

一 有租地ノ所有者、賣權者、永小作人、地上權者、賃借人、使用借主及轉借人但シ永小作人、地上權者、賃借人、使用借主及轉借人ニ付テハ建築（假設的ノモノヲ除ク）ノ所有ニ目的トスルモノ又ハ其ノ權利ノ存續期間十年（事業着手前ニ設定セラレタル權利ノ存續期間ハ事業着手ノ日ヨリ起算ス）ヨリ長キモノニ限ル

二 無租地ニ付左ニ掲クル者但シ一時的ノモノヲ除ク

イ 地租法第二條及地租法以外ノ法令ノ規定ニ依ル無租地（保安林及都市計畫法第三十三條ノ河岸地ヲ除ク）ノ本來ノ用途ニ反スト

認ムル方法ニ依リ其ノ使用收益ヲ爲シ又ハ其ノ權利ヲ設定シタル所有者及其ノ權利ヲ有スル者

四 公布 昭和八年九月二日 内務省令第二五號
改正 昭和十四年九月二十八日 内務省令第二十九號

大阪都市計畫事業路面改良 受益者負擔ニ關スル件

六九二

前項但書ノ事業費ハ市長ノ認定スル所ニ依ル

第五條 各受益者ノ負擔金額ハ左記各號ニ依リ之ヲ定ム

一 第三條ノ負擔區割ヲ一箇又ハ數箇ノ負擔區トシテ該當區分内ノ事業費ニ付其ノ區ノ負擔額ヲ定ム

二 前號ノ負擔額ノ半額ヲ路面ノ改良ヲ爲スヘキ道路ニ接スル部分ノ長ニ比例シ他ノ半額ヲ地積ニ比例シテ配分ス

第三條第二號ノ受益者ニ對シテハ前項ノ規定ニ依ル負擔金額ノ範圍内ニ於テ市長ハ別ニ其ノ負擔スヘキ金額ヲ定ムルコトヲ得

同ノ土地ニ付二以上ノ受益者アル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依ル負擔金額ハ市長ノ定ムル分擔割合ニ依リ各受益者之ヲ分擔ス

第六條 河川、運河、溝渠、鐵道、新設軌道、崖地等ニシテ土地ノ利用區分スヘキ地物カ第三條ノ負擔區割ノ二倍ノ地城ニ在ルトキハ前項ノ規定ニ依ル分擔割合ハ市長之ヲ告示スヘシ

第一項第一號ノ負擔區、第二項ノ規定ニ依リ定メタル金額、前項ノ規定ニ依ル分擔割合ハ市長之ヲ告示スヘシ

同等以上ノ效用アリト認ムル並行道路カ第三條ノ負擔區割ノ二倍ノ地城内ニ在ルトキハ其ノ道路トノ間隔ノ中央線ヲ以テ負擔區割ノ限界トス

前二項ノ場合ニ於ケル各受益者ノ負擔金ノ算定ニ付テハ負擔區割ノ限界ナキモノト看做ス

第七條 負擔金ハ其ノ負擔區ノ事業着手ノ日ノ現在ニ依ル受益者ヨリ之ヲ納付セシム

前項ノ事業着手ノ日ハ市長之ヲ告示スヘシ

各受益者ノ負擔金額ヲ決定シタルトキハ市長ハ之ヲ受益者ニ通知スヘシ
第一項ノ事業着手ノ日ノ後ニ於テ負擔金ヲ課セラルヘキ土地ノ所有者、賣權者、永小作人、地上權者、賃借人、使用借主又ハ轉借人ニ異動アリタルトキハ新ニ其ノ土地ノ當該權利ヲ取得シタル者ヨリ其ノ十七

前項ノ事業着手ノ日ハ市長之ヲ告示スヘシ

第一項ノ事業着手ノ日ノ後ニ於テ負擔金ヲ課セラルヘキ土地ノ所有者、賣權者、永小作人、地上權者、賃借人、使用借主又ハ轉借人ニ異

動アリタルトキハ新ニ其ノ土地ノ當該權利ヲ取得シタル者ヨリ其ノ十七

前項ノ事業着手ノ日ハ市長之ヲ告示スヘシ

第一項ノ事業着手ノ日ハ市長之ヲ告示スヘシ

四 左ノ土地ニ付其ノ受益者ノ申請ニ依リ必要アリト認ムルトキ
ヲ寄附シ又ハ市長カ適當ト認ムル工法ニ依リ工事ヲ施行シテ之ヲ寄附スル土地

口 神社寺院祠宇佛堂ノ境内地、教會所說教所ノ構内地及私立學校

ニ要スル費用ニ充ツル爲本令ノ定ムル所ニ依リ受益者ヲシテ費用ヲ負擔セシムヘシ

第二條 大正九年九月内務省令第二十八號ノ區割ハ道路ノ兩側ニ於テ道

路ノ幅員ノ五倍ノ地域トス 費ノ三分ノ一道路擴築ノ場合ハ其ノ工事費ノ四分ノ一トス

道路擴築ノ場合ニ於テ其ノ擴築スヘキ部分ノ平均幅員力舊道路ノ平均幅員ノ三倍以上ナルトキハ前項ノ適用ニ關シテハ之ヲ道路新設ト看做ス

前項ノ平均幅員ハ第四條第一項第一號ノ區分毎ニ之ヲ計算ス

第四條 各受益者ノ負擔金額ハ左記各號ニ依リ之ヲ定ム

一 各路線ヲ土地ノ狀況ニ依リ適當ニ區分シ其ノ區分ニ依リ第二條ノ

區割ヲ一箇又ハ數箇ノ負擔區トシ該當區分内ノ工事費ニ付其ノ區ノ

負擔額ヲ定ム

二 前號ノ負擔區ノ利益ヲ受タル厚薄ニ依リ一箇又ハ數箇ノ地帶トシ各地帶ニ前號ノ負擔額ヲ一定ノ率ニ依リ配分ス

三 各路線ニ接スル地帶内ニ在リテハ其ノ地帶ニ配分セラレタル負擔額ノ半額ヲ土地ノ其ノ路線ニ接スル部分ノ長ニ比例シ他ノ半額ヲ土地ノ面積ニ比例シ其ノ他ノ地帶ニ在リテハ其ノ地帶ニ配分セラレタル負擔額ヲ土地ノ面積ニ比例シテ各受益者ニ配分ス

前項第一號ノ負擔區及第二號ノ地帶及率ハ之ヲ告示ス

第五條 二線以上ノ道路ノ新設又ハ擴築ニ要スル費用ヲ負擔スヘキ關係ニ該當スル土地ニ付テハ負擔ノ一部ヲ免除スルコトヲ得

第六條 負擔金ハ工事着手ノ日ノ現在ニ依リ受益者ヨリ之ヲ納付セシム但シ工事着手後五年ヨリ長カラサル期間ニ於テ分納セシムルコトヲ得

第七條 市長ハ負擔區ノ工事竣工後一年内ニ評價委員ヲシテ工事竣工ノ

前項第一號ノ負擔區及第二號ノ地帶及率ハ之ヲ告示ス

第五條 二線以上ノ道路ノ新設又ハ擴築ニ要スル費用ヲ負擔スヘキ關係ニ該當スル土地ニ付テハ負擔ノ一部ヲ免除スルコトヲ得

第六條 負擔金ハ工事着手ノ日ノ現在ニ依リ受益者ヨリ之ヲ納付セシム但シ工事着手後五年ヨリ長カラサル期間ニ於テ分納セシムルコトヲ得

第七條 市長ハ負擔區ノ工事竣工後一年内ニ評價委員ヲシテ工事竣工ノ

前項第一號ノ負擔區及第二號ノ地帶及率ハ之ヲ告示ス

第五條 二線以上ノ道路ノ新設又ハ擴築ニ要スル費用ヲ負擔スヘキ關係ニ該當スル土地ニ付テハ負擔ノ一部ヲ免除スルコトヲ得

第六條 負擔金ハ工事着手ノ日ノ現在ニ依リ受益者ヨリ之ヲ納付セシム但シ工事着手後五年ヨリ長カラサル期間ニ於テ分納セシムルコトヲ得

第七條 市長ハ負擔區ノ工事竣工後一年内ニ評價委員ヲシテ工事竣工ノ

前項第一號ノ負擔區及第二號ノ地帶及率ハ之ヲ告示ス

第五條 二線以上ノ道路ノ新設又ハ擴築ニ要スル費用ヲ負擔スヘキ關係ニ該當スル

費用ニ充ツル爲本令ノ定ムル所ニ依リ受益者ヲシテ費用ヲ負擔セシムヘシ

第二條 路面ノ改良ニ依リ受益者カ工事費ヲ負擔スヘキ區割ハ當該道路ノ兩側ニ於テ道路ノ境界線ヨリ奥行二十間ノ地域トス

第三條 路面ノ改良ヲ爲スヘキ道路ノ片側ニ於ケル者ノ負擔スヘキ金額ハ工事費ノ四分ノ一トス但シ幅員六間ノ道路ノ負擔金額ト同額ニ止ム

ノ道路ノ負擔金額ヲ定ム

第四條 前條ニ依ル負擔金額ノ内其ノ半額ハ路面ノ改良ヲ爲スヘキ道路ノ兩側ニ付テハ負擔スヘキ關係ニ該當スル土地ニ付テハ負擔スヘキ關係ニ規定ニ拘ラス別ニ負擔區割及負擔金額ヲ定ム

第五條 負擔金ハ工事着手ノ日ノ現在ニ依リ受益者ヨリ之ヲ徵收ス但シ場合ニ依リ其ノ分納ヲ許可スルコトヲ得

第六條 二線以上ノ路面ノ改良ニ要スル費用ヲ負擔スヘキ關係ニ該當スル土地ニ付テハ負擔スヘキ關係ニ該當スル

キハ内務大臣前三條ノ規定ニ拘ラス別ニ負擔區割及負擔金額ヲ定ム

コトヲ得

第五條 河川、溝渠及並行道路等土地ノ實況ニ依リ必要アリト認ムルル土地ニ付テハ負擔スヘキ關係ニ該當スル

第七條 負擔金ハ工事着手ノ日ノ現在ニ依リ受益者ヨリ之ヲ徵收ス但シ場合ニ依リ其ノ分納ヲ許可スルコトヲ得

(参考)

大阪都市計畫事業路面改良
受益者負擔ニ關スル件

大正十一年八月七日 内務省令第一八號

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
ニ於テ本令ニ依ル負擔ヲ減免スルコトヲ得適當ト認メタル工法ニ依リ工事ヲ

第八條 路面改良工事費ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内

ニ依ル負擔ヲ減免スルコトヲ得市長カ適當ト認ムル工法ニ依リ工事ヲ

施シテ之ヲ寄附シタル者ニ對シテ亦同シ

第九條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十條 市長ハ基本負擔額ニ比例シ其ノ範圍内ニ於テ工事費ノ三分ノ二ニ至ル迄各受益者ノ負擔金額ヲ決シ第四條ノ規定ニ依ル各受益者ノ負擔額カ超過シタルトキハ之ヲ返還シ不足セルトキハ之ヲ追徴スヘシ

第十一條 受益者第七條ノ規定ニ依リ評價委員ノ爲シタル決定ニ異議アルトキハ決定通知後一月以内ニ内務大臣ノ裁決ヲ請求スルコトヲ得

内務大臣前項ノ裁決ヲ爲シタルトキハ其ノ裁決ヲ以テ第八條ノ決定ト追徴ニ付テハ第六條ノ規定ヲ準用ス

第十二條 道路ノ新設又ハ擴張ニ要スル費用ヲ補足スル爲土地物件勞力又ハ金錢ヲ寄附シタルモノニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ本令ニ依ル負擔ヲ減免スルコトヲ得市長カ適當ト認ムル工法ニ依リ工事ヲ

施シテ之ヲ寄附シタル者ニ對シテ亦同シ

第十三條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

リ受益者ヨリ之ヲ納付セシム

前項ノ事業着手ノ日ハ大阪市長之ヲ告示スヘシ

各受益者ノ負擔金額ヲ決定シタルトキハ大阪市長之ヲ各

受益者ニ通知スヘシ

各受益者ハ負擔金多額ノトキハ大阪市長ノ相當ト認ムルコト

擔保ヲ提供シ利子ニ相當スル増負擔金ヲ納付シ前項ノ決

定通知ノ日ヨリ三年ヲ超エザル期間ニ於テ分割延納ヲ求

ムルコトヲ得

第八條 負擔金ガ事業費精算額ニ依リ算出シタル各受益者

ノ負擔金額ニ比シ超過スルトキハ之ヲ還付シ不足スルト

キハ之ヲ追徵ス但シ大阪市長ニ於テ大差ナシト認ムルト

キハ此ノ限ニ在ラス

第九條 高速度軌道ノ建設ニ要スル費用ヲ補足スル爲土地

物件、労力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附

額ノ範圍内ニ於テ負擔金ヲ减免スルコトヲ得

第十條 土地ノ形狀ニ依リ宅地トシテノ利用上斟酌スヘキ

必要アリト認ムルトキハ負擔金ヲ减免スルコトヲ得

第十一條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ大阪市長之ヲ

定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎大阪府令第十七號

大正九年十二月大阪府工場取締規則中左ノ通改正ス

昭和五年四月七日

大阪府知事 柴田 善三郎

第二條 工場ノ新設、増設、改造、變更又ハ主要部分ノ修

繕ヲ爲サントスレ者ハ左記書類ヲ具シ工事着手二十日以

ノ他ノ施設ヲ命シ又ハ工場ノ位置ヲ禁止スルコトアルヘ

シ

一 火災豫防上其ノ他保安上危險ノ虞アリト認ムルトキ

二 著シク煤煙、粉塵ヲ發散シ有臭有害ノ瓦斯蒸氣若ハ

シ又ハ健康ヲ害スル虞アリト認ムルトキ

三 其ノ他公共ノ利益ヲ害スル虞アリト認ムルトキ

第十三條 第一項中「取扱主任者ヲ」ノ次ニ「瓦斯熔接及熔

斷作業ヲ爲ス工場ニ在リテハ其ノ作業主任者ヲ」ヲ加ヘ、

第二項中「取扱主任者」ヲ「前項ノ主任者」ニ改ム

第十六條ノ二 工業主ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一 工場ノ入口ニハ工場ノ名稱ヲ標示スルコト

二 工場内ニハ適當ナル消防設備ヲ爲シ有效ニ保持スヘ

三 油浸檻縷類ハ之ヲ不燃性ノ容器ニ納置スルコト

四 非常口及其ノ通路ハ避難ニ支障ナカラシメ置クコト

五 非常口又ハ危險ナル箇所ニハ適當ナル標示ヲ爲スコト

ト

ノ上届出ツヘシ

前項第二號ノ場合ニ在リテハ承繼人及被承繼人双方連署

ルトキハ其ノ事由ヲ届書ニ詳書シ且ツ其ノ事由ヲ確認ス

ルニ足ルヘキ證憑書類ヲ添付スヘシ

第二十條 各號中左ノ如ク改ム

一 工場登録證、使用許可證ヲ他人ニ貸與シ其ノ其他他人

ニ名義ヲ假用セシタルトキ

前ニ之ヲ届出ツヘシ

一 摘要書

二 仕様書

三 圖面

必要ト認ムルトキハ前項以外ノ書類ヲ提出セシムルコトモノニ付テハ第一項ノ期間中ト雖工事ニ着手セシムルコトアルヘシ

第一項ノ工事ニシテ作業場ニ非サル建築物ノ工事ニ係ルトキハ其ノ使用認可後直ニ、又第一項ノ添付書類記載事項中工事ニ關係ナキ事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ施行前適宜之ヲ届出ツヘシ

第三條 各號中左ノ如ク改ム

一 工業ノ種類、工場ノ名稱及工業主ノ住所氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所所在地及代表者ノ氏名）

二 工場ノ位置及市街地建築物法ニ依ル地域並地區

四 建築物ノ名稱（用途）、構材、層數、坪數及棟數並其ノ建築認可又ハ建築物使用認可番號年月日

八 煙突ノ構材、高、口徑及基數並其ノ建築認可又ハ使用認可番號年月日

十一 製品ノ種類及作業方法

第五條 第一號中「見取圖」ノ下ニ「建築物ノ主タル用途記入ヲ要ス」ヲ、第三號中「設備ノ位置」ノ下ニ「及此等相互間ノ距離」ヲ加フ

第六條 左ノ各號ノニ該當スルトキハ「事務所ノ變更並

三 本則又ハ本則ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

第二十二條 本則ニ依リ提出スヘキ書類ハ副本ヲ添へ其ノ當廳ニ差出スヘキモノハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

附 則

本則ハ昭和五年四月十日ヨリ之ヲ施行ス

告 示

第一條中「女子自動車々掌」ヲ削ル第一條第一號中「、自動

車々掌」ヲ削リ同條第四號中「女子自動車々掌」ヲ「自動車々掌」ニ改ム

第二條 大阪市告示第七十四號

昭和二年大阪市告示第四十三號電氣局運輸乘務員身元保證規程中左ノ通改正シ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和五年三月三十一日

大阪市長 關

第一號様式誓約書中「第三條ノ二」ヲ削ル

◎大阪市告示第七十四號

左ノ銀行ヲ以テ昭和五年度大阪市電氣局現金取扱人ト定メ大阪市電氣局、其ノ事務所及其ノ出張所ニ於テ事務ヲ取扱ハシム

昭和五年四月一日

大阪市長 關

記

株式會社 鴻池銀行

株式會社 野村銀行

◎大阪市告示第八十五號

昭和五年四月十五日ヨリ本市乗合自動車第五號、第六號、第